

【重要】

新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえ、大学等における令和4年度の授業の実施等に当たり御留意いただきたい事項を改めて整理しましたので、お知らせします。各大学等におかれては、感染対策を十分に講じた上での面接授業の実施に適切に取り組むなど、引き続き、学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立を図りつつ、学生一人一人の目線に立った教育活動を実施いただくようお願いします。

事務連絡
令和4年3月22日

各国公立大学法人担当課
大学又は高等専門学校を設置する各地方公共団体担当課
各文部科学大臣所轄学校法人担当課
大学を設置する各学校設置会社担当課 御中
大学又は高等専門学校を設置する公立大学法人を
設立する各地方公共団体担当課
独立行政法人国立高等専門学校機構担当課

文部科学省高等教育局高等教育企画課

令和4年度の大学等における学修者本位の授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策の徹底等に係る留意事項について（周知）

依然として新型コロナウイルス感染症の影響が続く中、各大学及び高等専門学校（以下「大学等」という。）におかれては、学生の学修機会の確保と感染対策の徹底の両立を図るための様々な工夫等を長期にわたって講じていただいております。改めて感謝申し上げます。

こうした状況の下であっても、各大学等において、社会に求められる高度な人材の育成をはじめとする高等教育機関としての役割が、十分に果たされる必要があることには変わりありません。このため、文部科学省では、感染症対策を講じる上での留意点等を示しつつ、学生が安心して学修に専念できる環境を確保いただくよう繰り返し要請してきました。その中でも、感染症対策を十分に講じた上で、面接授業の実施に適切に取り組んでいただきたいことや、図書館等の学内施設の利用機会を確保いただきたいことなど、学修者本位の教育活動の実施を一貫して求めてきたところです。

こうした要請も踏まえ、各大学等におかれては、学生に寄り添った対応に努めていただいているところと認識しており、たとえば、令和3年度後期の大学等における授業の方針について文部科学省が実施した調査（以下「令和3年度後期授業調査」という。）では、ほとん

ど全ての大学等から、授業全体の半分以上を面接授業によって行う予定である旨を御回答いただきました。

(参考1) 令和3年度後期の大学等における授業の実施方針等に関する調査の結果について
https://www.mext.go.jp/content/20211118-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

他方、当該調査結果をお知らせした「大学等における令和3年度後期の授業の実施方針等に関する調査及び学生への支援状況・学生の修学状況等に関する調査の結果について」（令和3年11月19日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課・文部科学省高等教育局学生・留学生課・文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課事務連絡）においてもお示ししたとおり、大学等が実施する授業科目の全体を通じた場合の授業の実施形態の状況と、学生個人の履修状況から見た場合の状況とが異なることも想定されます。このため、学生一人一人の立場に立って、引き続ききめ細かな対応に努めていただくことが重要です。

また、令和3年12月末の時点における学生の修学状況（中退者・休学者の状況）について調査を行った結果では、中退や休学の理由として「学生生活不適應・修学意欲低下」が大きな割合を占めており（中退の理由のうち最も多く、休学の理由のうち3番目に多い状況となっています）、中退者・休学者のうち「学生生活不適應・修学意欲低下」を理由とする者の割合は、昨年よりも増加傾向にあります。これらの中退者・休学者のうちには、オンライン授業の実施等によりキャンパスへ通う機会が十分に得られなかったことで、学生同士や、学生と教職員との人的交流ができていないと感じた者がいたことも考えられます。

(参考2) 学生の修学状況（中退者・休学者）に関する調査【令和3年12月末時点】
https://www.mext.go.jp/content/20220301-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

(参考3) 「学生生活不適應・修学意欲低下」による中退者・休学者の推移

【各年度の4月～12月を比較】

- ・中退者に占める割合 R1年度：17.6% R2年度：18.3% R3年度：19.8%
- ・休学者に占める割合 R1年度：6.2% R2年度：6.9% R3年度：7.3%

文部科学省としては、令和4年度の各大学等における授業の実施等に当たっては、上記のような厳しい状況にあることも踏まえ、学生の学修機会の確保と感染対策の徹底を両立いただくとともに、学生の立場に立ち、新型コロナウイルス感染症の影響下にあっても個々の学生の学修機会が確実に確保されるよう、各大学等における教育活動を実施いただくことが重要であると考えております。この観点から、具体的な留意事項を下記のとおり整理しましたので、各大学等におかれては、これまでにお示ししている通知等と併せて御参照の上、適切に御対応いただくようお願いいたします。

なお、文部科学省では、令和4年度前期における各大学等の授業の実施方針等について把握するため、別途、調査を実施する予定ですので、各大学等におかれては、当該調査への回答に御協力をいただくようお願いいたします。

本件について、国公立大学法人におかれてはその設置する大学等に対して、独立行政法人国立高等専門学校機構におかれてはその設置する高等専門学校に対して、大学又は高等専門学校を設置する地方公共団体及び文部科学大臣所轄学校法人におかれてはその設置する大学等に対して、大学を設置する学校設置会社におかれてはその設置する大学に対して、それぞれ周知されるようお願いいたします。

記

1. 感染対策を講じた上での学修者本位の教育活動の実施について

繰り返しお示ししているように、大学等における高等教育は、オンライン等を通じた遠隔授業の実施のみで全てが完結するものではなく、豊かな人間性を涵養し、人格の完成を目指す上では、直接の対面による学生同士や学生と教職員の間の人間的な交流も重要な要素です。こうした観点から、大学等における学修の充実を図るためには、多様な人々の関わる授業や、少人数のグループワークによる質の高い学修など、相互に切磋琢磨することのできる環境を整備することが重要であり、その土台として、学生の円滑なコミュニケーションを促していくことが求められます。特に、入学してから間もない新入生や、これまで新型コロナウイルス感染症の影響を受けてきた在学生等にとっては、効果的な学修の前提として、学内における人間関係の構築が必要となることも考えられます。

各大学等におかれては、下記の各点を参照の上、改めて、学修者本位の教育活動の実施にお取り組みください。

- ・ 令和4年度における大学等の授業の実施に当たっては、地域の感染状況等も踏まえて十分な感染対策を講じた上で、面接授業の実施について適切に取り組むこと。
- ・ 図書館をはじめとする学内施設は、学修活動の拠点として重要な意義を有することも踏まえ、できる限り学生・教職員等の利用に供するための工夫に努めること。
- ・ 面接授業の実施や学内施設の利用機会の確保に当たっては、「新型コロナウイルス感染症の基本的対処方針の変更及び大学等における感染対策の徹底について」（令和4年2月18日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡。以下「2月事務連絡」という。）を参照し、学内における感染対策を講じること。その際、オミクロン株の流行を踏まえ、特に換気の励行と不織布マスクの適切な着用を徹底すること。
- ・ 新型コロナウイルス感染症のワクチンに関しては、各大学等においても、学生等に対して正確な情報発信に努めること。ただし、ワクチンの接種はあくまでも被接種者の判断に基づくものであり、接種をしていないことを理由に不当な差別的取扱いを行うことは許されないことや、政府においては、学校の教育活動への参加についてワクチンの接種を条件とすることとはしていないことに留意すること。
- ・ 大学等が実施する授業科目の全体を通じて見れば、面接授業を実施する科目が多数を

占めているとしても、学部や学年等によってその実施状況に差異がある場合は、面接授業の機会が乏しくなる学生が生じ得ることに留意し、当該学生の学修機会の確保やメンタルヘルスクエア等について特段の配慮を行うべきであること。また、全ての学生が学修に専念できるよう、学生一人一人の立場に立って、きめ細かな対応に努めること。

特に、令和4年度の新入生はもとより、これまで新型コロナウイルス感染症の影響を受けてきた在在学生に対して、優先的に面接授業を実施することや、質の高い学修の基礎となる学生同士のコミュニケーションの円滑化に資する交流の機会を設定すること等の配慮を講じること。

- ・ 卒業式や入学式等の式典・行事については、2月事務連絡において示したとおり、学生にとってかけがえのない機会であることを十分に踏まえつつ、感染拡大防止の措置や開催方法の工夫を講じた上で、実施を検討いただきたいこと。
- ・ なお、面接授業の実施を原則とする場合であっても、基礎疾患を有するなど新型コロナウイルス感染症に罹患した場合の重症化リスクが高い学生、通学のために要する移動距離が長く感染リスクが高くなる学生、重症化リスクが高い高齢者等と同居している学生など、面接授業の実施について不安を有する者に対しては、自宅での遠隔授業の受講を認めている例があることも踏まえ、個々の学生の状況に可能な限り配慮した学校運営に努めること。

2. 新型コロナウイルス感染症の影響下にある学生に寄り添った対応について

新型コロナウイルス感染症の影響が依然として続く中、令和4年度においても、感染対策の観点から、学修環境に制約を付さざるを得ないこともあると考えられます。そのように例年と異なる状況にあるからこそ、大学等が講じる対応の必要性や合理性について、学生への十分な説明を行い、その理解を得ることが重要です。

文部科学省としては、学生に対する丁寧な説明をはじめとして、新型コロナウイルス感染症の影響により不安の中にある学生に寄り添った対応をお願いしてきていますが、各大学等におかれては、改めて下記の各点について適切に御対応ください。

- ・ 令和4年度における授業の実施については、すみやかに方針を決定し、新入生を含む学生一人一人に正確に伝わるよう、その内容を遺漏なく周知すること。その際、授業の実施方針等について不安や疑問を抱いている学生がいる場合には、大学等の考え方や、感染対策のために講じている措置の必要性や合理性について丁寧に説明するなど、学生が安心し、納得して学修に取り組むことができる環境の確保に努めること。
- ・ 大学等の判断や考え方についての説明に際しては、例えば、単にその結論のみをウェブ・サイトに掲載するような軽易な対応に終始することなく、判断の理由や根拠も含めて学生一人一人に伝え、学生の理解を得るよう努めること。

- ・ 令和2年度以後、感染対策の観点から授業の実施形態を変更したり、学内施設の利用に制限を付したりしたことに対して、学生から、授業料や施設設備費等のいわゆる学納金の支払いについて疑問が呈される例も見られていることも踏まえ、各大学等が徴収する学納金の必要性やその金額の合理性等について、学生等に対して丁寧に説明し、その理解を得るよう努めること。
- ・ 感染対策の観点からやむを得ずオンライン等による遠隔授業を実施したり、学内の施設の利用に部分的な制限を加えたりする場合等にあつては、それらの措置に対して、学生から十分な理解や納得を得られているかについても適切に把握すること。
- ・ 令和2年度以降の入学生をはじめとして、学生が様々な不安を抱えやすい状況にあるため、引き続き、学生から相談しやすい体制の構築、カウンセラーや医師等の専門家との連携等によるきめ細かな対応を講じること。加えて、相談窓口や保健管理施設等にかかる情報が学生一人一人に行き渡るような手段（メールや SNS の活用、授業における周知や学生の目につきやすい掲示等）の確保や、各種通知の件名の工夫等による学生に内容の確認を促す取組の実施等、より効果的な情報発信に努めること。

3. やむを得ず面接授業が実施できない場合の適切な対応について

キャンパスにおける学生の学びの重要性を勘案してもなお、地域の感染状況等を踏まえて、感染対策の観点からやむを得ず部分的に遠隔授業を行う場合においては、上記2. に示しているように、学生にその合理性や必要性を丁寧に説明することが必要です。

加えて、そのような場合にあつては、学修の質の確保の観点から、「大学等における遠隔授業の取扱いについて（周知）」（令和3年4月2日付け3文科高第9号。以下「令和3年4月通知」という。）及び「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について（周知）」（令和2年12月23日付け2文科高第864号）等において示している留意事項を参照の上、適切に対応願います。なお、これらの留意事項のうち、特に注意いただきたい点を以下に整理しておりますので、併せて御参照ください。

- ・ 令和3年4月通知においてお示ししている特例的な措置として認められる遠隔授業等は、今後も、感染症や災害の発生等の非常時において、本来の授業計画において面接授業の実施を予定していた授業科目に係る授業を予定通り実施することが困難な場合であつて、とりわけ感染症の拡大時については、十分な感染対策を講じたとしても面接授業を実施することが困難である場合に限り、実施可能であること。また、当該遠隔授業等は、いわゆる同時性又は即応性を持つ双方向性（対話性）を有し、面接授業に相当する教育効果を有すると認められるものである必要があること。
- ・ 上記特例的な措置として認められる遠隔授業等を行う場合も、大学等にあつては、当該授業科目を履修した学生に対して試験を実施の上で単位を与えることとなるが、その方法は、一斉に実施する定期試験等に限られるものではなく、レポートの活用による学

習評価等、到達目標に応じた適切な成績評価手法を選択することができること。その際、課題の提出や定期試験等の代替として行われるレポートの活用による学習評価等に当たっては、不正を防止するための対応方を講じる必要があること。

- ・ 遠隔授業の実施に当たっては、十分な通信環境を持たない学生がいることも考えられることから、学生の情報通信機器の保有状況や地域の感染状況等を考慮した上で、例えば、大学等の教室やPCルームを開放すること、PCやルータを貸与すること等により、学生の通信環境に十分配慮すること。また、遠隔授業を行う際は、障害のある学生の受講に十分配慮し、必要な配慮の方法については、障害のある学生を支援する学内組織とも連携の上、個別に当該学生と相談しつつ決定すること。
- ・ 各授業科目の実施方法については、授業計画（シラバス）等に明示し、学生に対して確実に伝達するとともに、受験生の進学先の参考となるよう、ウェブ・サイトへの掲載等により公表することが求められること。

(参考資料)

- 「大学等における本年度後期等の授業の実施と新型コロナウイルス感染症の感染防止対策について（周知）」（令和2年9月15日付け2文科高第543号）
https://www.mext.go.jp/content/20200916-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
- 「大学等における新型コロナウイルス感染症対策の徹底と学生の学修機会の確保について（周知）」（令和2年12月23日付け2文科高864号）
https://www.mext.go.jp/content/20201223-mxt_kouhou01-000004520_03.pdf
- 「令和3年度の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について（周知）」（令和3年3月4日付け3文科高1125号）
https://www.mext.go.jp/content/20210305-mxt_kouhou01-000004520-02.pdf
- 「大学等における遠隔授業の取扱いについて（周知）」（令和3年4月2日付け3文科高第9号）
https://www.mext.go.jp/content/20210426-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
- 「令和3年度後期の大学等における授業の実施と新型コロナウイルス感染症への対策等に係る留意事項について（周知）」（令和3年9月30日付け3文科高第697号）
https://www.mext.go.jp/content/20210930-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf
- 「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針の変更及び大学等における感染対策の徹底等について（周知）」（令和4年2月18日付け文部科学省高等教育局高等教育企画課事務連絡）
https://www.mext.go.jp/content/20220221-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

【本件連絡先】

文部科学省：03-5253-4111（代表）

○全体について

文部科学省高等教育局 高等教育企画課（内2482）

E-mail: koutou@mext.go.jp

○遠隔授業の特例措置について

文部科学省高等教育局 大学振興課（内3338）

E-mail: daigakuc@mext.go.jp

○学生の修学状況調査について

文部科学省高等教育局 学生・留学生課（内3050）

E-mail: gakushi@mext.go.jp